

2022年度（令和4年度）（一社）長崎県サッカー協会（シニアリーグ）新型コロナウイルス感染症に対する規約

（一社）長崎県サッカー協会 シニア委員会

1 規約について

- 1-1 この規約は、新型コロナウイルス感染症におけるリーグ参加や運営について定めるものとする。また、本規約は（一社）長崎県サッカー協会 社会人1種規約を基に作成したシニア委員会規約とする。

2 リーグ参加について

- 2-1 昨年度参加チームで新型コロナウイルス感染症により、新年度のリーグへの参加ができないチームは、新年度所属する予定のカテゴリへ、次年度も降格なしに参加できるものとする。
- 2-2 不参加を決定したチームは、当該年度のリーグには参加できないものとする。
- 2-3 不参加を決定したチームは、チーム登録を継続的に行うものとする。チーム登録を行わなかったチームは、不参加を決めた年度の次の年は、新規参入チームとして扱うものとする。
- 2-4 リーグ不参加の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響のみとする。
- 2-5 チームから不参加の申し出があった場合、当該申し出チームからヒアリングを行い、シニア委員会で協議し、シニア委員会委員長が決定する。
- 2-6 リーグ開幕後の棄権については、長崎県サッカーリーグ規約に則る。
- 2-7 シーズン途中で、チームが所属の会社・保健所・市町村からの活動停止の命令・勧告及び指導等によりリーグに参加出来なくなった場合は、当該チームとの対戦を全て無しとし、当該チーム以外のチームは、当該チームとの対戦成績を除いた結果で順位を決定する。その場合の不参加を決定したチームは、2-5と同様の手続きを行い、2-1と2-3を適用する。

3 リーグの成立について

- 3-1 いずれかのリーグが新型コロナウイルス感染症の蔓延等により、リーグ戦の中止の指示があり、中断または中止等でリーグの日程が消化できない場合は、当該年度の順位は決めない。次年度のリーグ構成は、当該年度の構成と同じとする。全て

のリーグが日程を消化できた場合のみ、成立とする。

- 3 - 2 リーグの順位が決定できない場合、代表決定戦を行う。代表決定戦が実施できない場合は、抽選で代表を決定する。抽選方法は、各チームの代表者による抽選とする。

4 リーグの中止及び再開について

- 4 - 1 リーグの中止及び再開については、長崎県新型コロナウイルス感染段階のステージや長崎県教育委員会の通知等をもとに（一社）長崎県サッカー協会の協議のうえ、決定する。

5 試合の中止について

- 5 - 1 新型コロナウイルス感染症の陽性者もしくは濃厚接触者とチームの選手の多くが接触の可能性のある場合は、緊急対応として試合を中止する。
- 5 - 2 熱が **37.5度以上**ある選手が試合当日、多数出て、試合をできる人数が6人以下の場合も中止とする。
- 5 - 3 5 - 1 及び 5 - 2 の理由で中止した試合は、できるだけ再試合を実施する。但し、予定していた延期の日程が天災等で実施できなく、再試合の日程が組めない場合は、0 - 0 の引き分け（勝ち点 0）とする。
- 5 - 4 5 - 1 及び 5 - 2 の理由で即日、再試合が組めない判断をした場合は、中止の原因となったチームの 0 - 3 負けとし、勝者は勝ち点 3、得失 + 3 とする。但し、敗者は勝ち点 0、得失はマイナスしない。

6 選手の試合前の対応について

- 6 - 1 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者は、保健所の許可があるまで試合に参加することはできない。
- 6 - 2 当日の検温（試合前の検温を含む）で **37.5度以上**の発熱がある場合は、試合に参加することができない。また、速やかに接触者が出ない場所に移動し、帰宅させる。
- 6 - 3 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）や同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は試合に参加することはできない。
- 6 - 4 試合会場のウォーミングアップ前までは、マスクの着用を徹底させる。

- 6-5 選手が未成年の場合は、保護者が活動内容を理解しており、参加を了承している場合のみ参加させることができる。（了承しない場合は無理に参加させない。）

7 試合について

- 7-1 入場前に検温及びアルコール消毒を実施する。
- 7-2 密集、密接（手をつなぐ、肩を組む）となる円陣は行わない。
- 7-3 指導者・スタッフ、ベンチに座る選手は常に原則としてマスクを着用する。
- 7-4 プレー以外の不要な接触を避ける。（得点後の喜び、交代時の握手等）
- 7-5 ベンチでの指導者・スタッフ、選手間の距離を保つ。
- 7-6 水・氷を溜めたクーラーボックスにボトルを漬けない。
- 7-7 ボトルを他の選手と共有しない。各個人で飲水できるようにボトルやペットボトルを準備する。難しい場合は、紙コップを使用し、各個人用とする。その場合のゴミは、必ず持ち帰る。
- 7-8 うがいた水をピッチ内に吐かない。
- 7-9 チームで出たごみは、密封のうえ、各チームで持ち帰る。

8 報告義務について

- 8-1 陽性者及び濃厚接触者が試合日の1週間以内に出た場合は、リーグ運営委員長に報告すること。
- 8-2 帰宅後14日以内に参加チームから感染者が出た場合は、速やかにリーグ運営委員長に報告すること。

9 観客について

- 9-1 運営エリア（本部、ベンチ）側に観客を入れないようする。
- 9-2 観客を場内に入れる・入れないの判断は、自治体ごとの集会・イベントに関する方針に従う。
- 9-3 観客が密にならないように各チームで観客に事前の説明を行う。
- 9-4 長崎県新型コロナウイルス感染段階のステージの指針により、無観客での試合を行う場合もある。

10 参加料の返金について

- 10-1 リーグの日程の50%以下の消化の場合は、参加料の半額を返金する。
- 10-2 リーグの日程の50%～70%未満の場合は、参加料の4分の1を返金する。
- 10-3 リーグの日程の70%以上消化した場合は、返金しない。

11 懲罰について

- 11-1 虚偽の申請及び報告を行った場合は、降格及び除名等の懲罰を課す。
- 11-2 サッカーファミリーの一員として、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗、中傷を行ってはならない。このような事案がチームに発生した場合は、懲罰の対象とし、（一社）長崎県サッカー協会に報告のうえ、規律・フェアプレー委員会において懲罰を決定する。

12 その他

- 12-1 新型コロナウイルス感染症の予防対策を各チームで共有し、しっかりと行うこと。
- 12-2 選手が集まる場所では、できるだけ密にならないように工夫すること。試合以外の場所では、マスクを着用すること。
- 12-3 チームの代表者は、チームの選手のチェックシートなどを活用し、健康管理をしっかりと行うこと。

2022年3月13 作成